

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年4月4日

金 曜 日

第5358号

目次

告 示

- | | |
|------------------------|---|
| ○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧 | 1 |
| ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 | 2 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 3 |
| ○富山県収入証紙売りさばき人の住所変更 | |

公安委員会告示

- 少年指導委員の氏名等 4

公 告

- 開発行為の工事完了 5
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

告 示

富山県告示第163号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営土地改良事業変更計画（遊部地区）を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月4日

富山県知事 新 田 八 朗

- ## 1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業変更計画書（遊部地区）の写し

- ## 2 縦覧の期間

令和7年4月4日から

令和7年5月7日まで

- ### 3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第164号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の規定により県営土地改良事業計画（平柳月山地区）を定めたので、同条第7項において準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業計画書（平柳月山地区）の写し

2 縦覧の期間

令和7年4月4日から

令和7年5月7日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了

の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1 の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第165号

土地改良区の定款変更の認可について

久婦須川土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 3 月27日認可した。

令和 7 年 4 月 4 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第166号

富山県収入証紙売りさばき人の住所変更について

次のとおり富山県収入証紙売りさばき人の住所変更の届出があったので、告示する。

令和 7 年 4 月 4 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 売りさばき人 富山市南商工会

2 売りさばき人住所

(1) 変更前 富山市高内 317番地 2

(2) 変更後 富山市婦中町笹倉5番地

3 変更年月日 令和7年4月1日

富山県公安委員会告示第29号

少年指導委員の氏名等について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により令和7年4月1日付けで少年指導委員29人を委嘱したので少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）第3条第4項の規定により告示する。

令和7年4月4日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

氏名	連絡先	活動区域の名称	活動区域
小林 勝之 竹林 悟	入善警察署刑事生活安全課 TEL 0765-72-0110（代）	入善区域	入善警察署管内
南保 正樹	黒部警察署刑事生活安全課 TEL 0765-54-0110（代）	黒部区域	黒部警察署管内
窪田 泰助 茶谷 勝	魚津警察署刑事生活安全課 TEL 0765-24-0110（代）	魚津区域	魚津警察署管内
石川 親弘 石坂 均	滑川警察署刑事生活安全課 TEL 076-475-0110（代）	滑川区域	滑川警察署管内
細川 正 佐伯 泰明	上市警察署刑事生活安全課 TEL 076-472-0110（代）	上市区域	上市警察署管内
赤田 見心 高岡 明夫 蛭谷 昭久 野崎 保 鉢舘 正幸	富山中央警察署生活安全課 TEL 076-444-0110（代）	富山中央区域	富山中央警察署管内
家納 博義 熊田 重勝	富山南警察署生活安全課 TEL 076-420-0110（代）	富山南区域	富山南警察署管内

野原 孝夫 高本 昌典	富山西警察署生活安全課 TEL 076-466-0110 (代)	富山西区域	富山西警察署 管内
二橋 道博 上田 雅裕	射水警察署生活安全課 TEL 0766-83-0110 (代)	射水区域	射水警察署管内
山本 充彦 島 信治	高岡警察署生活安全課 TEL 0766-23-0110 (代)	高岡区域	高岡警察署管内
前田 政宏	氷見警察署刑事生活安全課 TEL 0766-91-0110 (代)	氷見区域	氷見警察署管内
三井 和弥 坪田 俊明	砺波警察署刑事生活安全課 TEL 0763-32-0110 (代)	砺波区域	砺波警察署管内
齋藤 昭雄 伊藤 民江	南砺警察署刑事生活安全課 TEL 0763-52-0110 (代)	南砺区域	南砺警察署管内
西川 安儀 西本 幸男	小矢部警察署刑事生活安全課 TEL 0766-67-0110 (代)	小矢部区域	小矢部警察署 管内

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和7年4月4日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
魚津市北鬼江一丁目401番、402番、403番 1 及び 403番 3			福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号	株式会社コスモス薬品

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法

施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 4 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県税務電算システム機器 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

①令和 7 年 7 月 1 日から令和12年 6 月30日まで

②令和 7 年 9 月16日から令和12年9月15日まで

詳細は「別紙 5 設置個所別機器台数」のとおり

(4) 借入場所

仕様書のとおり

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

- (2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

- (3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法
電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

- (2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和7年4月17日（木）午後5時15分まで

(3) 入札説明書等の配布

令和7年4月4日（金）から令和7年4月11日（金）までの間（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4(3)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和7年4月8日（火）午前11時00分

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁入札室（本館1階）

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年5月1日（木）午前8時30分から令和7年5月7日（水）午後4時まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時（紙入札者の入札書の提出は午後5時15分）まで

(3) 開札日時

令和7年5月8日（木）午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再度入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額（電子入札システムにおいては入札金額）は、入札しようとする物品等の賃借料の総額（税抜き）とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額) とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度入札をする。再度入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再度入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be obtained:

Update of Computerized Taxation System of Toyama Prefecture, 1 set

(2) Time limit of tender: By 4:00 p.m. 7 May 2025.

(3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424